

【1984年5月15日】雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱（第6次改正）

衆議院社会労働委員会

昭和59年5月15日

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案について

本日の衆議院社会労働委員会において提出された「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案」は、次のとおりである。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 雇用保険関係

- 一 基本手当日額表における80/100以内で60/100を超える率を乗ずる賃金日額の範囲を3,210円以上7,750円以下とするものとする。こと。（雇用保険法第十六条及び第十八条第一項関係）
- 二 特定不況業種離職者、特定不況地域離職者、倒産により離職を余儀なくされた者、船員であった後陸上勤務となり事業主の都合により離職した者その他これらの者に準ずるものとして労働省令で定める者であって、改正に伴い所定給付日数が減少するものについては、改正前の所定給付日数に達するまでその者の給付日数を延長することができるものとする。こと。（新雇用保険法第二十二條の二関係）
- 三 六十五歳定年等により離職した者及び六十五歳に達した日以後に雇用される者については、次のとおりとするものとする。こと。
  - (1) 六十五歳の定年に達したことその他これに準ずるものとして労働省令で定める理由により離職した者については、高年齢求職者給付金に代えて基本手当を支給するものとする。こと。（新雇用保険法第三十七條の五関係）
  - (2) イ 六十五歳に達した日以後に雇用される者は、政令で定める日までに、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、高年齢継続被保険者となることのできるものとし、その者が失業したときには基本手当の五十日分の高年齢求職者給付金を支給するものとする。こと。ただし、認可を受けた後高年齢求職者給付金の支給を受けたことのある者はこの限りでないものとする。こと。（新雇用保険法附則第二十二條関係）
  - ロ イの認可を受けて高年齢継続被保険者となっている者については、雇用保険に

係る保険料の免除は行わないものとする。 ( 新労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係 )

## 第二 船員保険関係

- 一 . 特定不況業種離職者、特定不況地域離職者、倒産により離職を余儀なくされた者、陸上勤務であった後船員となり船舶所有者の都合により離職した者その他これらの者に準ずるものとして厚生省令で定める者であって、改正に伴い所定給付日数が減少するものについては、改正前の所定給付日数に達するまでその者の給付日数を延長することができるものとする。 ( 新船員保険法第三十三条ノ十二ノ三関係 )
- 二 六十歳定年等により離職した者及び六十歳に達した日以後に船舶所有者に使用される者については、次のとおりとするものとする。
  - ( 1 ) 六十歳の定年に達したことその他これに準ずるものとして厚生省令で定める理由により離職した者については、高齡求職者給付金に代えて失業保険金を支給するものとする。 ( 新船員保険法第三十三条ノ十六ノ四関係 )
  - ( 2 ) 六十歳に達した日以後に船舶所有者に使用される者は、政令で定める日までに、厚生省令で定めるところにより地方運輸局長又は公共職業安定所長の承認を受けたときは、船員保険失業部門の適用を受けることができるものとし、その者が失業したときには失業保険金日額の五十日分の高齡求職者給付金を支給するものとする。ただし、承認を受けた後高齡求職者給付金の支給を受けたことのある者はこの限りでないものとする。 ( 新船員保険法附則第二十一項及び第二十二項関係 )

## 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する修正案

雇用保険法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち目次の改正規定中「第三十七条の四」を「第三十七条の五」に改める。

第一条のうち第十六条及び第十八条第一項の改正規定中「7,090 円以下」を「7,750 円以下」に改める。

第一条のうち第二十二條の改正規定の次に次のように加える。

第二十二條の次に次の一條を加える。

( 個別延長給付 )

第二十二條の二 次の各号のいずれにも該当する受給資格者であって、公共職業安定所長が労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認めたものについては、第二十条第一項及び第二項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、基本手当を支給することができる。

一 次のいずれかに該当する受給資格者

イ 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第二条第一項第五号に規定する特定不況業種離職者又は同項第六号に規定する特定不況地域離職者

ロ 倒産（破産、和議開始、更生手続開始その他労働省令で定める事由に該当する事態をいう。）に伴い離職を余儀なくされた者として労働省令で定める者

ハ 事業主の都合により離職した者であって、当該事業主の適用事業において最後に被保険者となった日前に第六条第三号に掲げる船員保険の被保険者であつた期間のあるもの（最後の船員保険の被保険者であつた期間が労働省令で定める期間に満たない者及び最後に船員保険の被保険者でなくなった日後の日において基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者を除く。）

ニ イから八までに掲げる者に準ずるものとして労働省令で定める者

二 次のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項又は第三項の規定に該当する者を除く。）

イ 前条第一項第一号に該当し、かつ、その算定基礎期間が十年未満である者

ロ 前条第一項第二号に該当し、かつ、その算定基礎期間が十年未満である者

ハ 前条第一項第三号に該当し、かつ、その算定基礎期間が五年未満である者

2 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、次の各号に定める受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とするものとする。

一 前項第二号イに該当する受給資格者 次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 五年以上十年未満 六十日

ロ 五年未満 九十日

二 前項第二号ロに該当する受給資格者 次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数

イ 五年以上十年未満 三十日

ロ 五年未満 六十日

三 前項第二号ハに該当する受給資格者 九十日

3 第一項の規定に該当する受給資格者については、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十七条第一項中「所定給付日数」とあるのは、「所定給付日数に第二十二条の二第二項に規定する日数を加えた日数」とする。

第一条のうち第二十三条の改正規定中「第二十三条第一項」を「第二十三条の見出しを削り、同条第一項」に改める。

第一条のうち第三章第二節の次に一節を加える改正規定中第三十七条の四の次に次の一条を加える。

(六十五歳の定年等により退職した者に関する特例)

第三十七条の五 高年齢受給資格者であって、当該高年齢受給資格に係る離職が六十五歳の定年に達したことその他これに準ずるものとして労働省令で定める理由によるものについては、第十条第三項及び前三条の規定にかかわらず、高年齢求職者給付金を支給しないものとし、その者を第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職の日を第二十二条第一項第一号に規定する基準日とみなして、前節に定めるところにより、求職者給付を支給する。この場合において、同号及び同条第二項第一号中「六十五歳未満」とあるのは、「六十五歳以下」とする。

第一条のうち第五十七条の前に一条を加える改正規定中「再就職手当は、受給資格者」の下に「(第三十七条の五の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。)」を加える。

第一条のうち第七十二条第一項の改正額定中「第三十七条の三第一項」の下に「、第三十七条の五」を、「に改め、」の下に「労働省令で定めようとするとき」の下に「、第二十二条の二第一項」を、「」を加える。

第一条のうち第七十六条第一項の改正規定の、次に次のように加える。

附則第二十三条を附則第二十四条とし、附則第二十二条を附則第二十三条とし、附則第二十一条の次に次の一条を加える。

(任意加入に係る高年齢継続被保険者に関する暫定措置)

第二十二条 第六条第一号に掲げる者(本条の規定に基づき高年齢求職者給付金の支給を受けたことがある者及びその雇用が短期間である等労働省令で定める理由に該当する者を除く。)は、それらの者の就業及び生活の実態を参酌して政令で定める日までに、労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けたときは、高年齢継続被保険者となることができる。

2 前項の高年齢継続被保険者が失業した場合に支給する高年齢求職者給付金の額に係る第三十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数」とあるのは「五十日」と、「当該各号に定める日数に満たない場合」とあるのは「五十日に満たない場合」とする。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の高年齢継続被保険者に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二条のうち第三十五条の改正規定の次に次のように加える。

附則に次の一条を加える。

(任意加入に係る高年齢継続被保険者の保険料)

第九条 雇用保険法附則第二十二条第一項の高年齢継続被保険者に関しては、第十一条の二中「高年齢労働者に支払う」とあるのは、「高年齢労働者(雇用保険法附則第二十二条第一項の高年齢継続被保険者である者を除く。)に支払う」とする。

第三条のうち第三十三条ノ十二の改正規定のうち同条第四項第一号中「離職ノ」を「被

保険者ノ資格ヲ喪失シタル」に改める。

第三条のうち第三十三条ノ十二ノ二第二項の改正規定中「、「前項後段」を「同項後段」に改める」を「改め、同条の次に次の一条を加える」に改め、第三十三条ノ十三の改正規定の前に次のように加える。

第三十三条ノ十二ノ三 次ノ各号ノ何レニモ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ就職困難ナル者ト認メタルモノニ付テハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間内ノ失業セル日ニ付所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スルコトヲ、得

一 次ノ何レカニ該当スル者

イ 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）第二条第一項第五号ニ規定スル特定不況業種離職者又ハ同項第六号ニ規定スル特定不況地域離職者

ロ 倒産（破産、和議開始、更生手続開始其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ該当スル事態ヲ謂フ）ニ伴ヒ離職ヲ余儀ナクセラレタル者トシテ命令ヲ以テ定ムル者

ハ 船舶所有者ノ都合ニ因リ離職シタル者ニシテ当該船舶所有者ニ最後ニ使用セララルコトナリタル日前ニ雇用保険法第四条第一項ニ規定スル被保険者（以下本項ニ於テ雇用保険ノ被保険者ト称ス）タリシ期間アルモノ（最後ノ雇用保険ノ被保険者タリシ期間ガ命令ヲ以テ定ムル期間ニ満タザル者及最後ニ雇用保険ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日後ノ日ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ヲ除ク）

ニ イ乃至ハニ掲グル者ニ準ズルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル者

二 次ノ何レカニ該当スル者（第三十三条ノ十二第二項又ハ第三項ノ規定ニ該当スル者ヲ除ク）

イ 第三十三算ノ十二第一項第一号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未滿ナル者

ロ 第三十三条ノ十二第一項第二号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未滿ナル者

ハ 第三十三条ノ十二第一項第三号ニ該当シ且其ノ算定基礎期間十年未滿ナル者

前項ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ次ノ各号ニ定ムル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数ヲ限度トス

一 前項第二号イニ該当スル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 五年以上十年未滿 三十日

ロ 五年未滿 六十日

二 前項第二号ロニ該当スル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 五年以上十年未滿 三十日

ロ 五年未滿 九十日

三 前項第二号八ニ該当スル者 三十日

第一項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ前条第一項、次条第一項及第二項並ニ第三十三条ノ十三ノ二第一項中「所定給付日数」トアルハ「所定給付日数ニ第三十三条ノ十二ノ三第二項ニ規定スル日数ヲ加ヘタル日数」トス

第三条のうち第三十三条ノ十三第四項の改正規定中「二第二項前段」及び「二同項前段」を削る。

第三条のうち第三十三條ノ十三ノ二第三項の改正規定中「第一項後段」を「同項後段」に」を削る。

第三条の、うち第三十三条ノ十六の次に二条を加える改正規定中「二条」を「三条」に改める。

第三条のうち第三十三条ノ十六の次に二条を加える改正規定のうち第三十三条ノ十六ノ二第三項中「当該高齡求職者給付金」の下に「ノ支給」を加え、第三十三条ノ十七の改正規定の前に次のように加える。

第三十三条ノ十六ノ四 高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ当該高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ六十歳ノ定年ニ達シタルコト其ノ他之ニ準ズルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル理由ニ因ルモノニ付テハ高齡求職者給付金ヲ支給セザルモノトシ失業保険金ヲ支給ス此ノ場合ニ於テニ第三十三条ノ十二第一項第一号中「六十歳未満」トアルハ「六十歳以下」トス

第三条のうち附則第五項を削る改正規定（定中「附則第五項を削る。」を「附則第五項を削り、附則に次の二項を加える。」に改め、附則の改正規定の次に次のように加える。

第三十三条ノ三第二項第四号ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（以下本項ニ於テ第四号期間ト称ス）ヲ有スル被保険者（本項ノ規定ニ基キ高齡求職者給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル被保険者及其ノ使用セラルル期間ガ短期間等命令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スル被保険者ヲ除ク）ガ此等ノ者ノ就業及生活ノ実態ヲ参酌シ政令ヲ以テ定ムル日迄ニ命令ノ定ムル所ニ依リ申出ヲ為シ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ命令ヲ以テ定ムル基準ニ従ヒ必要アリト認ムルトキハ同条第二項本文ノ規定ニ拘ラズ第四号期間ハ同条第一項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニ算入スルモノトシ第三十三条ノ十六ノ二ノ規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ同条第一項中「同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ」トアルハ「船舶所有者ニ」トス

前項ノ規定ニ該当スル者ガ失業シタル場合ニ於テ支給ヲ受クルコトナル高齡求職者給付金ノ額ニ係ル第三十三条ノ十六ノ三第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「次ノ各号ニ掲グル高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数」トアルハ「五十日」ト「当該各号ニ定ムル日数ニ満タザル場合」トアルハ「五十日ニ満タザル場合」トス

別表第一ノ三中「附則第八項」を「附則第七項」に改める。  
附則第十五条中「第三十三条ノ十二」を「第三十三条ノ十」に改める。